

## VII 保存管理計画

### VII-1 保存管理の理念と方針

#### 1. 保存管理の理念

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」は今日、深刻な存続の危機に見舞われている。乾燥化などによる自然環境の変化が、深刻な影響を自生地に及ぼし、もはや指定地の範囲内ののみの保存管理体制では、その価値の保全は困難となっている。その一方で、生物多様性の保全と継承が人類史的な課題となっている今日、首都圏域に今なお保存されているサクラソウ自生地の価値は、一層高まっている。この優れた価値を、将来に継承し、私たちの子孫も等しく享受できるよう努めることは、私たちの責務である。そのためには、指定地内で完結する保存、管理体制から、指定地周辺の環境と一体的に保存管理する体制への転換が必要となっている。

#### 2. 保存管理の基本方針

上記の理念を実現するために、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の保存管理について、次の3点を保存管理上の基本方針とする。(以降「田島ヶ原サクラソウ自生地」は「サクラソウ自生地」と表記)。

##### 1) 「サクラソウ自生地」の価値の保全と、未来への継承を第一とする。

国指定特別天然記念物の指定の価値を損なわないよう、指定当時の湿地環境の回復と植生の維持に努め、将来にわたり保存・継承していく。必要に応じて、植物種の保護、増殖、外来植物・侵入植物の駆除など、植生の保全活動とともに、湿地としての回復に向けて適切な管理を行う。

##### 2) 周辺との一体的な環境保全と総合的な運用・活用を図る。

サクラソウ自生地が都市公園機能や治水機能と重複した場に位置していることを踏まえ、周辺関係機関などとの連携、サクラソウ自生地への影響低減化と調和した環境整備を図る。そのための連絡調整の場の整備を進める。とくにサクラソウ自生地の保全と活用を推進するためにも、新たに緩衝帯を設定し、隣接する桜草公園はサクラソウ自生地保全のための重要な役割を担っていることを再定義する。また、荒川流域のエコロジカル・ネットワークの一環として位置付けられる。

##### 3) 「サクラソウ自生地」の価値を普及・啓発し、積極的に活用する。

サクラソウ自生地はさいたま市が誇る特別天然記念物であり、貴重な自然資源でもある。また、自然・環境学習の場、市民の憩いや、自然とふれ合う場として貴重な場である。今日、荒川第一調節池の中にある都市公園として定着しているサクラソウ自生地の保全には、市民の理解と市民との協働もまた不可欠である。サクラソウ自生地の情報と認識を市民と共有化するための各種イベントを実施するなど、市民との協働の醸成に努める。さらには案内・観察・学習施設や休憩施設および管理施設などの施設の充実を図る。

### VII-2 保存管理の方法

今日行われているサクラソウ自生地での植生の保全活動については、逐次、その評価をしながら継続して進めていくこととし、新たな植生の保全活動及び環境維持活動の具体策については、後述の田島ヶ原サクラソウ自生地連絡会（仮称）を早急に設置し、効果的に進める。

## 1. 保存管理の地区区分と取扱い

指定地の特別天然記念物としての価値を保全するために必要な区域を定め、その区分に沿って適切な取扱いを進めていく。

表VII-1 取扱区分

区 域	取 扱
第一次指定地	特別天然記念物としての価値を厳正に保存する地区である。 湿地環境を維持し、指定当時の植生を保全するための保存管理を行う。
第二次指定地	第二次指定地に介在する旧村道（未指定）は追加指定が望ましい。
観察路	第一次指定地の観察路としての使用が継続している地区であり、指定地の保存に影響を与えない形での機能維持をはかる。 南北観察路、中央観察路の未指定部分は、特別天然記念物の追加指定が望ましい。
緩衝帯	指定地の周辺を緩衝帯と位置付け、指定地の保全に資する取組を推進し、指定地の保全を阻害する要素の除去・低減化を図る。
補完地	種内多様性の維持や個体数の増殖など、サクラソウ自生地の補完を果たすとともに、保全に必要な実験等を行う。

## 2. 自生地内での保全活動の継続

今日行われているサクラソウ自生地内の植生の保全活動については、逐次、その評価を進めながら継続して進めていくこととする。

### 1) 自生地の植生を変化させる植物の駆除・抑制

サクラソウ自生地の植生を擾乱する外来植物の駆除を継続的に行う。自生地に侵入する外来植物種はこれまでにも変遷しており、今後、新たな侵入種の拡大も懸念されることから、状況を踏まえて進めていく。また、新たに侵入、成長したと思われる樹木は幼樹の段階で除去、既に成木となっている個体については計画を定めて除去を進める。

### 2) 冬枯れした植物の除去

サクラソウ自生地の植生は、冬期の刈払い、火入れなどによって維持してきた。冬枯れした植物の除去は、サクラソウ自生地の植生を保全する上で必要な行為である。今後も効果や影響を測定・評価した上で的確な実施方法を検討し、実施する。

### 3) 保護増殖実験調査

第二次指定地においてサクラソウ及び希少植物の増殖のための「保護増殖実験調査」が進められてきた。今後も現状に応じた保護・増殖の適正な実施方法を検討し、積極的に対処するとともに、湿地環境復原実験の継続を検討する。

なお、保護増殖実験で増殖されたサクラソウの幼苗が、荒川彩湖公園内に植栽され、補完地となっている。しかしながら、現状では補完地とサクラソウ自生地とが遠く離れていることから、両者の連携は十分とはいえない。今後、桜草公園内での補完地の設定など、効果的運用と活用を検討する。

### 4) モニタリング調査

1965年以來、第一次指定地内において、サクラソウの生育状況調査を継続している。また、1963年以來、サクラソウ自生地に生育する全植物種を記録、1984年、1985年、2012年の3回、群落分布調査が実施してきた。しかし、指定地において生じている現象を正確に把握するには、さらに指定地の科学的データを収集・蓄積する必要がある。今後も、群落分布調査等を定期的に継続、実施、植生の動態

的把握に努めるとともに、水・土壤・気象などの自然環境の調査を継続的に実施する必要がある。

### 5) 調査・研究の推進

これまでの指定地の維持管理は、科学的手法と現地で蓄積した経験に基づいて行われてきたが、現状の資料では、維持管理の判断に窮ることが多い。動植物全般についても、学識経験者や専門機関による継続した調査・研究を実施し、集積した資料を活用する体制を整えることが必要である。

## 3. 周辺の環境と一体的な保存管理

隣接する桜草公園は、サクラソウ自生地の植生に大きく影響する。桜草公園をサクラソウ自生地保全のための存在とあらためて再定義し、自生地が今日直面している危機を脱し、自生地の価値を保全する必要がある。また、荒川堤外地での隣接する所管管理施設との連携したグランドデザインに立脚し、道路、駐車場の再配置、植栽樹木の転換など、自生地環境への悪影響を抑制・低減化し、湿地環境を計画的に復原するため積極的に対処する。

### 1) 緩衝帯の設定

サクラソウ自生地の周辺（図VII-1）を緩衝帯と位置付け、優先的に指定地環境の影響の抑制・低減化を進める地域とする。桜草公園はその主たる地域となる。影響の抑制・低減化には以下のような項目があげられる。

#### (1) 外来種、園芸植物の抑制

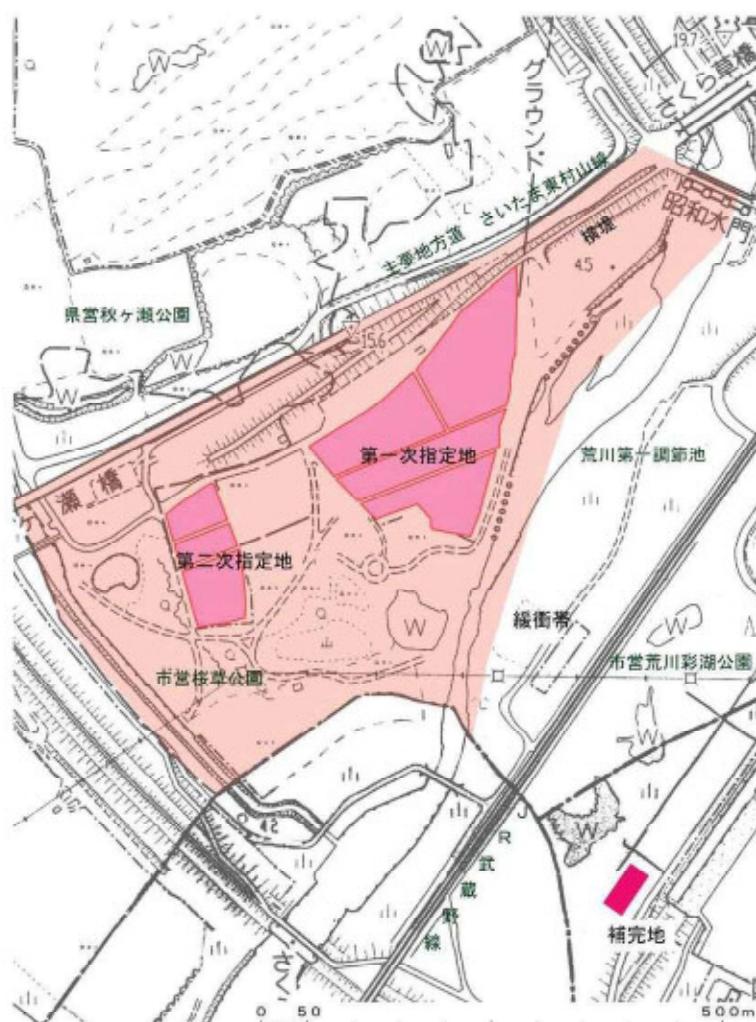
緩衝帯では、外来種、園芸植物など種子の拡散、サクラソウ自生地への侵入拡大が懸念されるトウネズミモチ、マルバシャリンバイ、トベラなどの樹種、地域景観に添わないキヨウチクトウなどの樹木や草本の除去、抑制を進める。

#### (2) 隣接して植栽されている樹木の抑制

サクラソウ自生地に隣接して植栽された樹木が、現在では大きく成長、自生地を被陰している。また、自生地の湿性草原としての景観を損ない、乾燥化を促進するなどサクラソウ自生地の植生に大きな影響を与えていた。こうした自生地に隣接して植栽された樹木の除去、抑制に努める。

#### (3) 非透水性構造物への対応

サクラソウ自生地の活用や都市公園としての利用の便を図る非透水性の舗装等の構造物は、雨水の土壤への浸透を妨げ、地温を上昇させるなど、サクラソウ自生地への影響が考えられる。サクラソウ自生地の保湿・保水と湿地環境の維持のためには、自生地



図VII-1 緩衝帯

隣接の非透水性アスファルト舗装の除去や透水性の向上、駐車場、車道の再配置等の検討が必要である。

#### (4) 排水設備への対応

桜草公園の整備に伴い設けられた排水設備が、サクラソウ自生地の保湿・保水と湿地環境の維持に大きく影響している。地域内の表層水の動きを勘案した導水システムの構築が必要である。具体的には、既存の排水設備の撤廃や浸透性の向上、雨水を貯留する貯水池やそれをサクラソウ自生地に導水するシステムの設置、現状の駐車場を湿地環境を備えたピオトープ等への転換などがある。

#### (5) 鴨川による浸食と地下水位低下への対応

サクラソウ自生地の東辺は、鴨川の攻擊面となり、指定地辺縁部の浸食・崩壊が懸念されるところである。また、鴨川の掘削浚渫により、鴨川の通常水位は、サクラソウ自生地の地盤高との間に5mほどの段差を生じ、地下水位の低下、地下水の流出を招いている。鴨川の護岸等の浸食と地下水位低下の抑制のための措置が必要である。

### 2) 観察、管理設備の整備

サクラソウ自生地は、全国的によく知られた国指定天然記念物の一つである。他の多くの天然記念物指定地が地域の象徴、資源として保全、活用整備されているのに対し、ここでの観察、案内施設の整備は未だ不十分といえる。桜草公園を含め、必要な観察、案内施設および管理施設の充実が必要である。

#### (1) 案内、観察施設の整備

サクラソウ自生地の観察と理解を助ける展示や標示・説明板等の整備、パンフレットの作成、観察路の充実を進める。さくら草祭りなどのイベント開催時には、案内・解説員の配置などを進め、桜草公園内の自生地とは別の場所に観察、観賞用のサクラソウ群落を設置するなど、サクラソウ自生地のオーバーユースの防止と自生地への影響を最小限に抑える方策を効果的に進めることとする。また近隣公園との連携、利用も影響軽減につながる方策である。

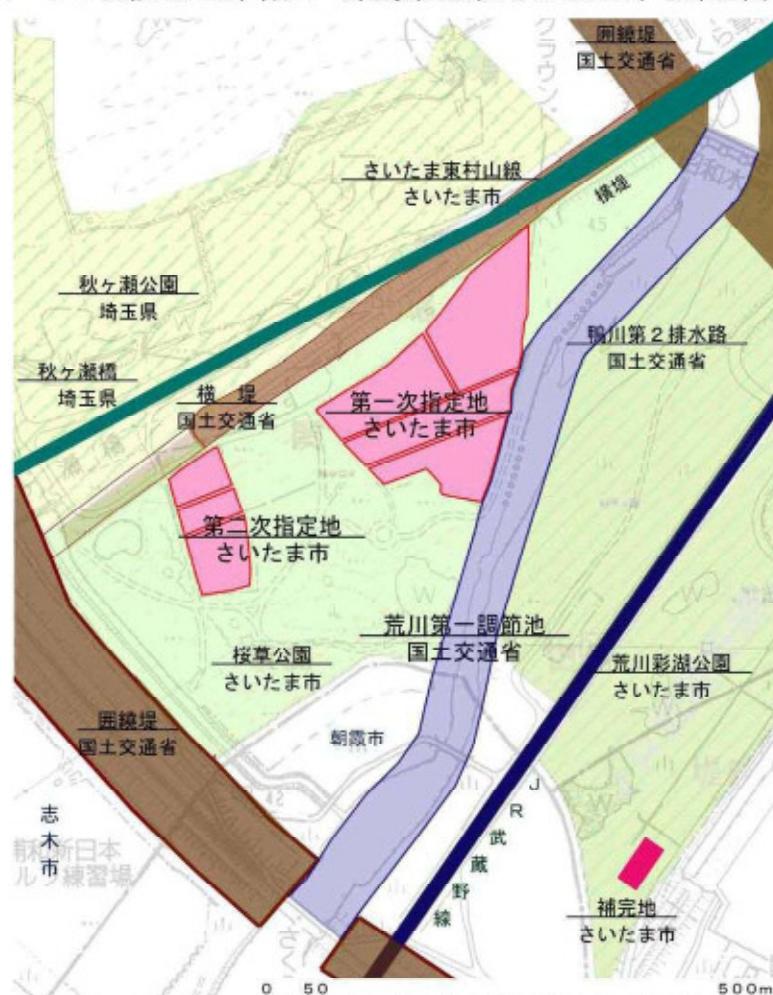
また、自生地の保存地区との区分を明確化するために、常設の囲柵、制限事項を明示した表示板などを設置、適切に維持管理する。

#### (2) 管理設備の整備

サクラソウ自生地の植生保全・管理のための用具等の保管場所や、除去植物等の一時保管場所は、桜草公園管理部局の協力によって、指定地近傍の公園内に設置してある。管理を効果的に進めるために協議の上拡充・整備を図る必要がある。

## 4. 保存管理の体制

さいたま市は、特別天然記念物所在市としての文化財保護法上の責務と共に、指定地の所有者としての文化財保護法上の責務の双方を担っている。



図VII-2 管理区分

サクラソウ自生地の保全に権限を有する埼玉県教育委員会及び文化庁との密接な連携が不可欠であり、この点で、指定地の管理は、さいたま市の文化財保護行政担当部局が所管することが原則である。上記の責務を果たしていく上で、隣接地の管理者であるさいたま市、埼玉県、国土交通省などとの連携を進めていく必要がある。

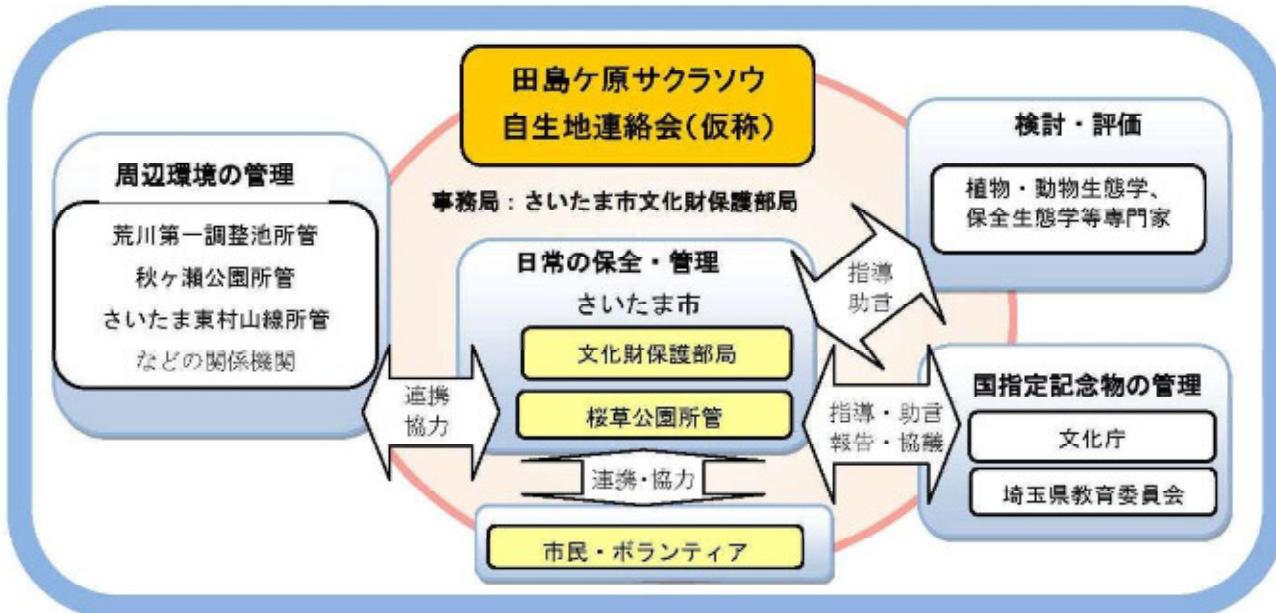
### 1) 一体的保存管理に向けて

さいたま市では、指定地の保全のために桜草公園の整備をはじめ、関係部局の連携のもと、サクラソウ自生地の保全に努めてきたところである。とはいえ、サクラソウ自生地の環境保全を考えるとき、隣接する市営都市公園や鴨川の排水路、近接する県道、県営公園などの存在の考慮なしで、直接的管理者の文化財保護行政担当部局のみで、サクラソウ自生地の保全を全うすることが困難であることは明らかである。こうした近接する公共施設等を所管する行政機関とサクラソウ自生地の現状と課題に関する情報と認識の共有化をはかり、これまで以上の連携が必要であり、一体的保存管理に向けた協働の体制を構築する。さらに市民の理解と協働についても取り組む。

### 2) 田島ヶ原サクラソウ自生地連絡会（仮称）の設置

特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の抱える課題解決のための現実的な方法の検討や、指定地の保全のためのより良い整備、さらにはサクラソウ自生地の価値の社会への還元や活用を実効的、継続的に進める上で、周辺環境に関わる関係機関等と専門家との意見交換、連携、協力が必要であることから、それらを継続的に実施するための連絡調整の場の整備を図ることとする。

田島ヶ原サクラソウ自生地連絡会（仮称）は、さいたま市文化財保護部局が主催し、周辺環境の管理所管である荒川第一調整池所管（国土交通省）、秋ヶ瀬公園所管（埼玉県）、さいたま東村山線所管、桜草公園所管、さくら草まつり所管（さいたま市）等での構成となる。



図VII-3 サクラソウ自生地保全のための体制

### 3) 学識経験者からの参画

サクラソウ自生地の植生を保全、維持する上で、経常的な管理の実施と、管理手法や環境整備につながる方針・方向性の決定の二つの局面において、専門家による指導・助言が必要である。管理方法の決定や、方針・方向性の決定の局面では、多方面からの検討を踏まえて適確な決定を行う必要があることから、植物生態学、動物生態学、保全生態学などの学識経験者からの評価、検討、助言を得ていく。

#### 4) 管理の実施体制

これまでのサクラソウ自生地における植生管理は、さいたま市文化財保護条例に基づく文化財保護専門員に指導・助言を仰ぎ、さらに植生管理の実務への参画を得て実施してきた。今後の経常的植生管理においても、市民やボランティアの参画などを求めるなど、機動性と細やかさを兼ね備えた実施体制を構築していく。

既存の設備等の再整備については、田島ヶ原サクラソウ自生地連絡会（仮称）の意見を徴しつつ速やかに進めていく。

### VII-3 現状変更

#### 1. 現状変更の取扱

指定地内において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第125条）。但し、現状変更等を行おうとする者は、さいたま市教育委員会と事前の協議を行い、必要に応じて埼玉県教育委員会及び文化庁と調整した上で、申請を行う必要がある。

国事業として現状変更等を行う場合には、関係省庁の長は、あらかじめ文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を得なければならない（文化財保護法第168条）。

#### 2. 取扱基準

指定地内で予想される現状を変更する行為等については、その内容、必要性、指定地に対する影響等を十分踏まえた上で、以下の基準により取扱うこととする。

##### 1) 現状変更等を認めない事項

- (1) 特別天然記念物を滅失、毀損又は衰亡させる恐れのある行為
- (2) 2)に挙げるもの以外で、新たな構造物・建築物・新設道路や橋梁等の設置及び地形に変更を生じる行為

##### 2) 現状変更等を認める事項

- (1) 特別天然記念物の保全に必要不可欠な行為
- (2) 維持管理上必要な施設等の設置、大規模改修等
- (3) 防犯・防災上必要不可欠な施設等の設置
- (4) 公開活用上必要な整備等で特別天然記念物に影響を与えないもの
- (5) 自生地の価値を高め或いは活用する研究のための行為

##### 3) 本計画において定めのある保全行為の取扱

上記2)の行為の内、本計画に定めのある以下の日常的な管理行為については、現状変更許可申請及び許可を要さないものとする。

- (1) 本計画において継続することとした植生の保全活動の内、植生の管理に関する以下の行為
  - ① 外来植物の抜き取り
  - ② 繁殖力旺盛な在来植物の間引き
  - ③ 遷移を停滞させるための適切な刈払いと火入れ
- (2) 自生地に本来自生しない樹木及び危険木・枯損木の伐採（抜根を伴わない場合に限る）、枝下ろし、病害虫の防除処置等（薬剤を使用しない場合に限る）
- (3) 既存の施設等を維持管理する行為（掘削を伴わない場合に限る）
- (4) 本計画において継続することとした自生地のモニタリング及び自生地の現状把握に必要な立ち入り等の軽微な行為（植物の採集や掘削を伴わない場合に限る）